

# 「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案（仮称）」の概要について

平成 24 年 6 月 28 日

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

## 1. 改正の趣旨

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号。以下「労働者派遣法等一部改正法」という。）が 4 月 6 日付けで公布され、公布日から起算して 6 月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するとされている。

このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 20 年厚生労働省告示第 36 号。以下「指針」という。）についても所要の改正を行う必要がある。

## 2. 改正の概要

（1）指針に以下の内容を追加する。

### ア 労働契約の締結に際して講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者を日雇派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該日雇派遣労働者が従事する業務が労働者派遣法第 35 条の 3 第 1 項の政令で定める業務に該当し、又は当該日雇派遣労働者が同項の政令で定める場合に適合しているかどうかを確認するものとする。

### イ 安全衛生に係る措置

#### ① 派遣元事業主が講ずべき事項

- 派遣元事業主は、日雇派遣労働者に対して労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 1 項に規定する雇入れ時の安全衛生教育を行う際には、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容について、派遣先から確実に聴取した上で、当該業務内容に即した安全衛生教育を行うものとする。
- 派遣元事業主は、日雇派遣労働者が労働安全衛生法第 59 条第 3 項に規定する危険有害業務に従事する場合には、派遣先が同項に規定する危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に行ったかどうか確認する

ものとする。

② 派遣先が講ずべき事項

- ・ 派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容を派遣元事業主に対し積極的に提供するものとする。
- ・ 派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を確実に行ったかどうか確認するものとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

**3, 適用期日**

労働者派遣法等一部改正法の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日予定）